

多量排出事業者による産業廃棄物処理計画
及び産業廃棄物処理計画実施状況報告
策定マニュアル（第2版）

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課

平成23年3月

多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第2版）について

平成12年に改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）により、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定める事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出することとされた。また、その処理計画の実施の状況についても都道府県知事に報告しなければならないこととされた。

事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容は、都道府県知事がインターネットを利用した方法により公表するものとされており、情報公開のもとで、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等が促進されることが期待される。

本マニュアルは、事業者が処理計画や実施状況報告を作成する際に手引きとして活用できるよう平成13年6月に取りまとめられた「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定マニュアル」について、平成22年の法改正等の内容を踏まえ、必要な見直しを行ったものである。本マニュアルの活用により、産業廃棄物の減量化・適正処理に向け、より一層の取組を進めていただきたい。

目 次

1. 本マニュアルの目的と用語の定義	1
1－1 本マニュアルの目的	1
1－2 本マニュアルにおける用語の定義	2
2. 多量排出事業者	2
3. 多量排出事業者の判断基準	3
3－1 発生量	3
3－2 処理計画等の作成単位	6
3－3 当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い	8
4. 処理計画の作成・提出	9
5. 実施状況の報告	22
6. 罰則	29
7. 関連法令・通知等	29
7－1 関係法令	29
7－2 関係通知	35

1. 本マニュアルの目的と用語の定義

1-1 本マニュアルの目的

平成12年の法改正により、多量排出事業者は、処理計画を作成し、これを都道府県知事に提出するとともに、その実施状況について都道府県知事に報告しなければならないこととされた。

本マニュアルは、平成22年の法改正等の内容を踏まえ、平成13年6月に作成された「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定マニュアル」について必要な見直しを行ったものである。

多量排出事業者は、本マニュアルを参考として処理計画を作成し、産業廃棄物の減量化・適正処理に向け、より一層の取組を進められたい。

[解説]

平成3年の法改正においては、廃棄物の減量や適正処理を推進するため、多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者に対して、都道府県知事がその事業場の産業廃棄物処理に関する計画の作成を指示できる制度が設けられた。また、平成9年の法改正においては、これらの事業者が作成する処理計画に関して、廃棄物の減量という視点を設けることが明確化された。さらに、平成12年の法改正では、産業廃棄物の減量や適正処理のより一層の推進を図るため、国が定めて公表する基本方針に即して、都道府県が廃棄物処理計画を策定することにより、総合的、計画的に施策を進めることとなった。また、多量排出事業者に対して、廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画及び実施状況報告の作成及び都道府県知事への提出を義務付け、都道府県知事は、これらの処理計画やその実施状況を1年間公衆の縦覧に供する方式で公表することとなった。

平成22年の法改正では、処理計画の提出及び実施状況の報告を確実にし、排出事業者による減量等の自主的な取組を促進するため、処理計画を提出しなかった者等を20万円以下の過料に処することとした。また、処理計画の統一的な様式を定めたほか、これまで、都道府県知事は処理計画及び実施状況報告の内容について1年間公衆の縦覧に供する方法で公表することとされていたところ、住民への情報提供や周知を徹底し、もって排出事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による減量化の取組を推進するため、都道府県知事による公表はインターネットの利用により行うこととした。さらに、処理計画の提出及び実施状況の報告については電子ファイルで行うことを可能とした。

1-2 本マニュアルにおける用語の定義

多量排出事業者： その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場（産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の前年度の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上である事業場）を設置している事業者

発生量： 多量排出事業者が設置する事業場において、その事業活動に伴って発生する産業廃棄物の量。当該事業場内での自ら直接再生利用した量や自ら中間処理した量等を含む。

区域内： 都道府県知事及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第27条第1項に規定する指定都市の長等（以下「指定都市の長等」という。）の管轄区域内

都道府県知事： 都道府県知事又は指定都市の長等

2. 多量排出事業者

法で定める多量排出事業者とは、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であり、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の前年度の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者である。当該事業者には、中間処理業者（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。）は含まない。

〔解説〕

産業廃棄物の多量排出事業者の範囲については、平成12年の法改正前から都道府県が行っていた処理計画の作成指示等の実情や、都道府県が廃棄物処理計画に基づいて推進する総合的な廃棄物の減量や適正処理に一定の影響や関係を有している範囲として、発生する産業廃棄物のうち、相当程度を把握することが可能な数値を勘案して定められた。

（1）産業廃棄物

平成12年の法改正に当たり実施した都道府県への調査結果では、産業廃棄物の多量排出事業者として都道府県が事業者を作成指示を行う場合に最も多く用いられていた判断指標は、「産業廃棄物の年間発生量が1,000tを超える」であった。

この結果を参考に年間発生量が1,000tを超える事業場の割合について検討した結果、下水及び鉱業関係を除いた場合、事業場数にして全体の1%弱(約51,000事業場)、発生量にして全体の60%以上がカバーされる見込みとなった。これに下水道も対象に含めると、全体の70%以上がカバーされる見込みとなる。

したがって、多量排出事業者を産業廃棄物の年間発生量が1,000t以上である事業場を設置している事業者と定めることにより、産業廃棄物発生量の過半を超える量を対象とすることが可能となり、都道府県が廃棄物処理計画に基づいて推進する総合的な減量化方策がより効果的に進められることが期待される。

(2) 特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の範囲については、平成12年の法改正前において、都道府県において作成指示を行う場合に判断指標を設定している事例が少なく、設定している場合もその量は様々であった。

そこで、産業廃棄物の全発生量が年間約4億tであるのに対し、特別管理産業廃棄物の全発生量が年間約300万tと産業廃棄物の100分の1以下の規模であることを考慮し、かつ、特別管理産業廃棄物排出事業場当たりの平均発生量(年間約20t)の倍を超える、年間発生量50t以上の事業場を設置している事業者が多量排出事業者として定められた。

3. 多量排出事業者の判断基準

多量排出事業者であるかどうかの判断においては、発生量や処理計画の作成単位となる事業場のとらえ方が重要である。発生量や処理計画の作成単位については、以下の事例を参考にして判断する。

3-1 発生量

発生量は、一般的には廃棄物の処理として何らの操作も加えない時点での量を指す。しかしながら、事業活動の内容や廃棄物の種類によっては、生産工程の中で脱水等の減量操作が加えられるような場合が想定される。

そこで、発生量の判断に当たっては、生産工程の中で行われる減量操作等の工程を経て発生する場合にはその発生時点での量とし、生産工程を経た後に事業場内にある施設等で廃棄物の処理としての操作を経て発生する場合には当該廃棄物処理工程の前での量とする。

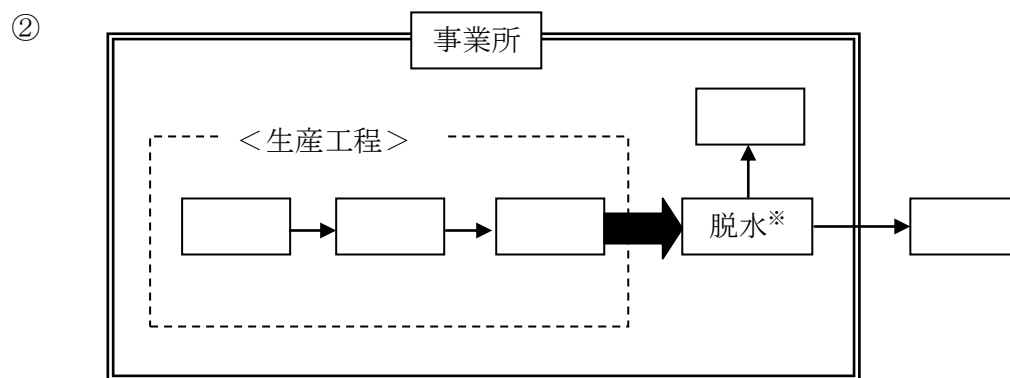
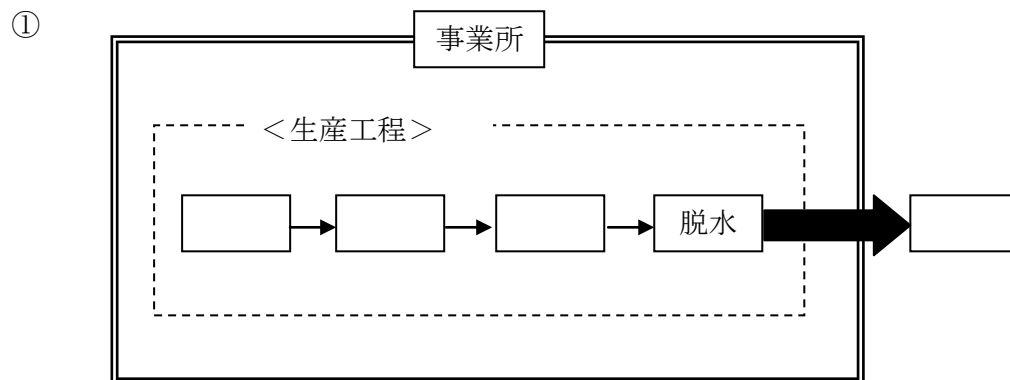
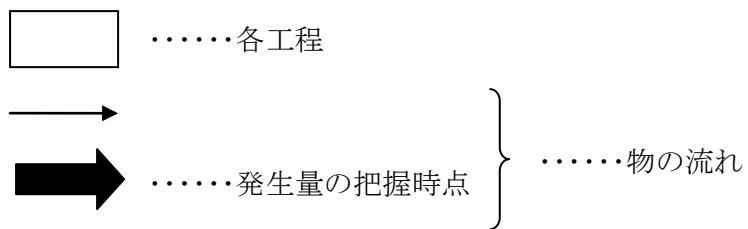
自ら直接再生利用する、あるいは中間処理すること等により発生した廃棄物を減量化する場合についても、その量は「自ら直接再生利用した量」あるいは「自ら中間処理した量」等として把握されるため、発生量はその前の時点での量としてとらえる必要がある。

また、例えば、ある事業場から1,000トン以上の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）が発生し、自社の別の事業場で当該産業廃棄物の処理を行う場合にあつては、当該処理に係る発生量については、自ら中間処理する量等とし、当該産業廃棄物に関する処理計画の作成は、廃棄物を発生した事業場について行うこととする。

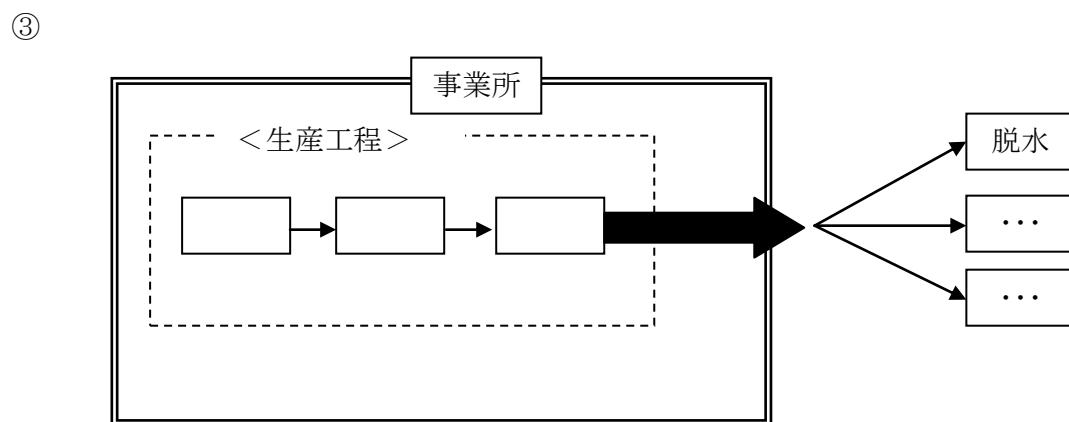
＜例：汚泥の場合＞

汚泥については、その脱水・乾燥前と脱水・乾燥後で重量が大きく異なるので、注意が必要である。従来どおりの考え方により、発生量の把握時点は次のとおりとする。

- ① 製品の生産工程又は一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれている場合：その脱水・乾燥工程の後の重量とする。
- ② 同一敷地内に脱水・乾燥施設があり、その目的が廃棄物処理としての汚泥の脱水・乾燥ととらえられる場合：その脱水・乾燥工程の前の重量とする。例えばその脱水・乾燥施設が、令第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）の場合はこれに当たる。当該施設が規模により産業廃棄物処理施設に該当しない場合でも、その施設の目的に照らして判断する。
- ③ 施設から脱水・乾燥等の工程を経ずに発生する場合：その発生時点での重量とする。



※廃棄物の処理としての脱水行程



3-2 処理計画等の作成単位

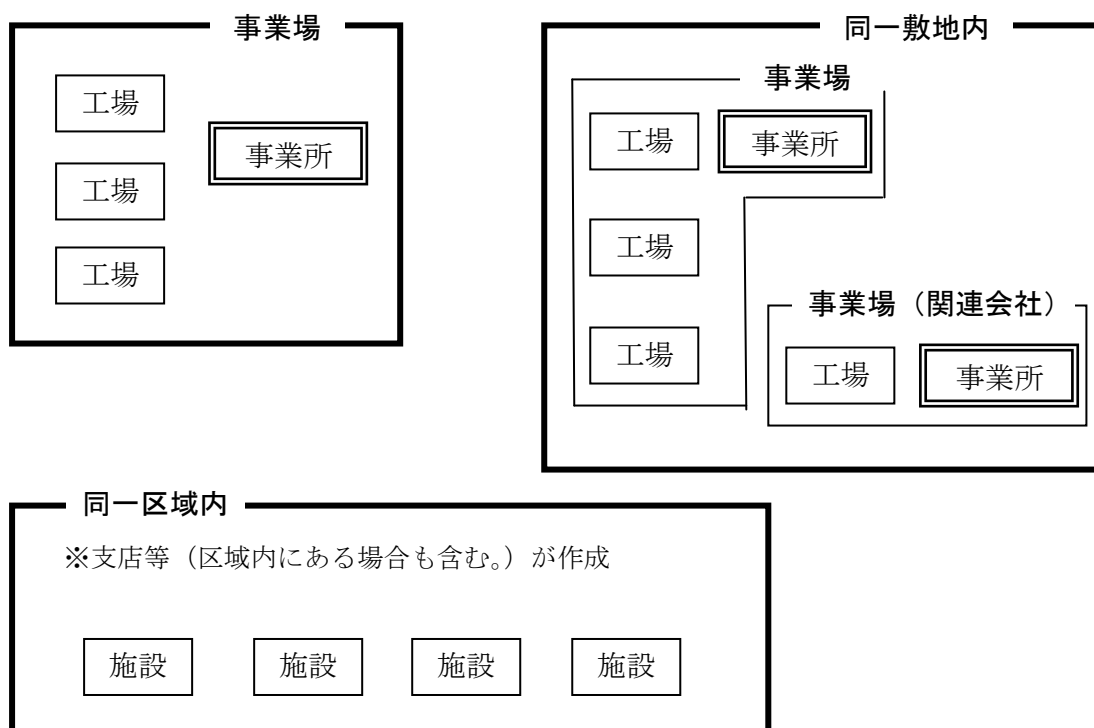
(1) 製造業等

製造業等の場合は、事業場ごとに処理計画及び実施状況報告（以下「処理計画等」という。）を作成することを基本とする。多量排出事業者に該当するかどうかは事業場ごとに判断する。なお、多量排出事業者が処理計画等を作成する際、同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることができる。

また、事業者が区域内に無人施設等の複数の関連施設を設置している場合であって、それらの施設から生じる産業廃棄物を一体的に管理している場合には、それらの施設を含めて多量排出事業者に該当するかどうかを判断する。この場合には、処理計画等の作成はそれら区域内の施設を管轄している支店等が行うこととする。



…処理計画等の作成単位



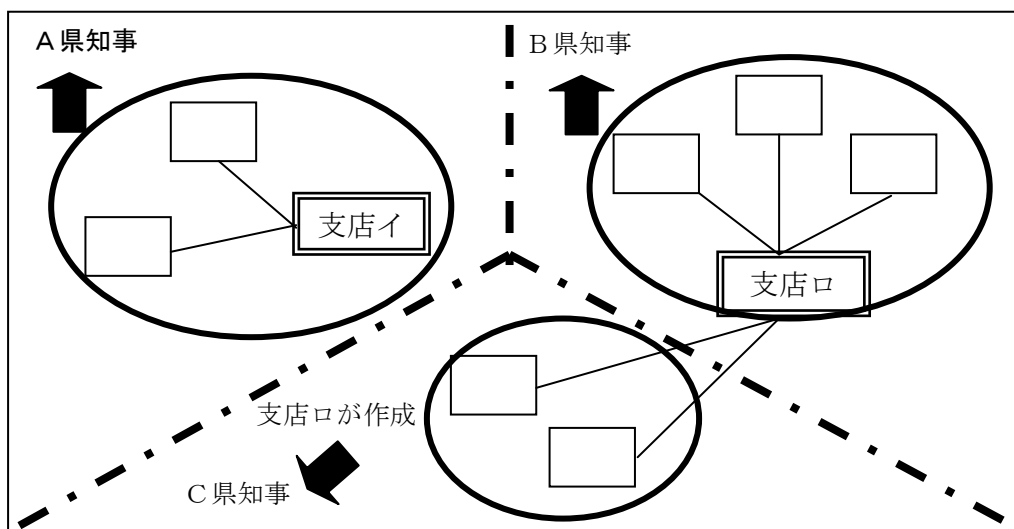
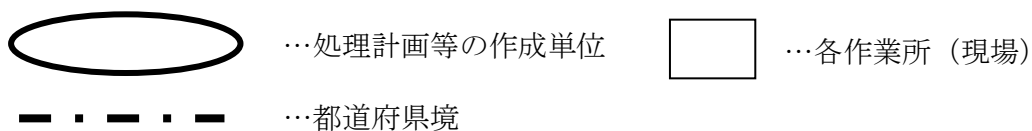
(2) 建設業等

建設業等の場合、廃棄物の減量その他適正な処理の促進という目的に照らし、区域内の作業所（現場）を総括的に管理している支店等ごとに区域内に係る処理計画等を作成することを基本とする。多量排出事業者に該当するかどうかは、区域内の

作業所（現場）を合わせて判断する。なお、多量排出事業者が処理計画等を作成する際、同一敷地内の関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、作成する処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることもできる。

建設工事（土木建設に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）をいう。以下同じ。）における排出事業者には、元請業者が該当する。

<事業場とこれを管理する支店等が異なる都道府県に位置する場合>



〔解 説〕

建設工事においては、建設工事の注文者、当該注文者から直接建設工事を請け負った元請業者、元請業者から建設工事を請け負った下請負人等関係者が多数おり、これらの関係が複雑になっているため、廃棄物処理についての責任の所在があいまいになってしまうおそれがある。このため、平成２２年の法改正により、建設廃棄物については、実際の工事の施工は下請業者が行っている場合であっても、発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、元請業者に処理責任を負わせることとした（法第２１条の３第１項）。

なお、従来、元請業者が当該工事の全部、又は建設工事のうち明確に区分される期間に施工される工事を下請業者に一括して請け負わせる場合において、元請業者が総合的に企画、調整及び指導を行っていないと認められるときは、下請業者が排出事業者になる場合もあるとの解釈が示されてきたが、平成２２年の法改正により、このような場合であっても排出事業者は元請業者であることとされたことに留意する必要がある。

３－３ 当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い

処理計画等は、当該年度に現に事業場を設置している事業者が作成することとする。したがって、前年度に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が１，０００トン以上であった事業場であっても、当該年度にその事業場が撤去されていて存在しないような場合については、前年度の発生量に係わず、当該事業場に係る処理計画等の作成義務は生じない。

一方、複数の施設や作業所（現場）等について支店等がまとめて処理計画等を作成する場合には、それらの施設や作業所（現場）等の一部が当該年度に撤去されて存在しない場合にあつては、それらは当該年度の処理計画等には含まないが、多量排出事業者の判断に用いる前年度の発生量については含むこととなる。

4. 処理計画の作成・提出

多量排出事業者は、以下に示す内容について処理計画を作成し、都道府県知事に提出する。また、都道府県知事は、住民への情報提供や周知を徹底し、もって事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による減量化の取組を推進するため、提出された処理計画の内容をインターネットの利用により公表する。

(1) 処理計画様式（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第8条の4の5及び第8条の17の2）

処理計画は、規則様式第2号の8又は第2号の13により作成する。なお、処理計画は電子ファイルにより提出することができる。

なお、「目標」の各欄については、建設業等のように受注によって大きく左右される場合も想定されるが、過去数年間の傾向や前年度の受注高をもとにして推計する等により数値を求めて記載する。

また、記載する数値については重量で記載することとされているので、体積や個数で把握している場合には、重量に換算する。

(2) 提出期限（規則第8条の4の6及び第8条の17の3）

処理計画の都道府県知事への提出期限は、当該年度の6月30日である。

処理計画の提出者については、製造業等の場合は、処理計画の作成単位である事業場又は支店等を管理している代表者等（工場長、工場管理者、支店長など）とすることができる。建設業等の場合は、原則として、処理計画の作成単位である支店等の代表者等（支店長など）とすることができる。

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
年 月 日	
都道府県知事 (市長) 殿	
提出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	
事業場の所在地	
計画期間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書 年 月 日 都道府県知事 (市長) 殿 提出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	
事業場の所在地	
計画期間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

5. 実施状況の報告

多量排出事業者は、作成した処理計画の実施の状況について都道府県知事に報告しなければならない。また、都道府県知事は、提出された実施状況報告の内容をインターネットの利用により公表する。この公表を通じて、事業者の計画的な減量等や適正処理に向けての取組状況に関する情報が住民に提供されるとともに、関係者にもその周知が進められる。創意工夫のある取組に対しては住民や関係者から高い評価を受けることも予想される。事業者においても、公表された情報の内容を踏まえて、今後より高いレベルの処理計画を策定していくことにより、廃棄物の総合的な減量及びその適正な処理が一層推進される。

なお、処理計画の策定に当たって複数年度にわたる計画を策定している場合においても、多量排出事業者が該当した年度の翌年度に実施状況の報告をしなければならない。

(1) 実施状況報告様式（規則第8条の4の6及び第8条の17の3）

実施状況の報告は、規則様式第2号の9又は第2号の14により作成すること。また、実施状況の報告は電子ファイルにより提出することができる。

なお、記載する数値については重量で記載することとされているので、体積や個数で把握している場合には、重量に換算する。

(2) 報告期限（規則第8条の4の6及び第8条の17の3）

多量排出事業者の実施状況の都道府県知事への報告期限は、翌年度の6月30日である。

実施状況の報告者については、製造業等の場合は、処理計画等の作成単位である事業場又は支店等を管理している代表者等（工場長、工場管理者、支店長など）とすることができる。建設業等の場合は、原則として、処理計画等の作成単位である支店等の代表者等（支店長など）とすることができる。

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
			年 月 日
都道府県知事 (市長)		殿	
提出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、 処理計画の実施状況を報告します。			年度の産業廃棄物
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
産業廃棄物処理計画における 計画期間			
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

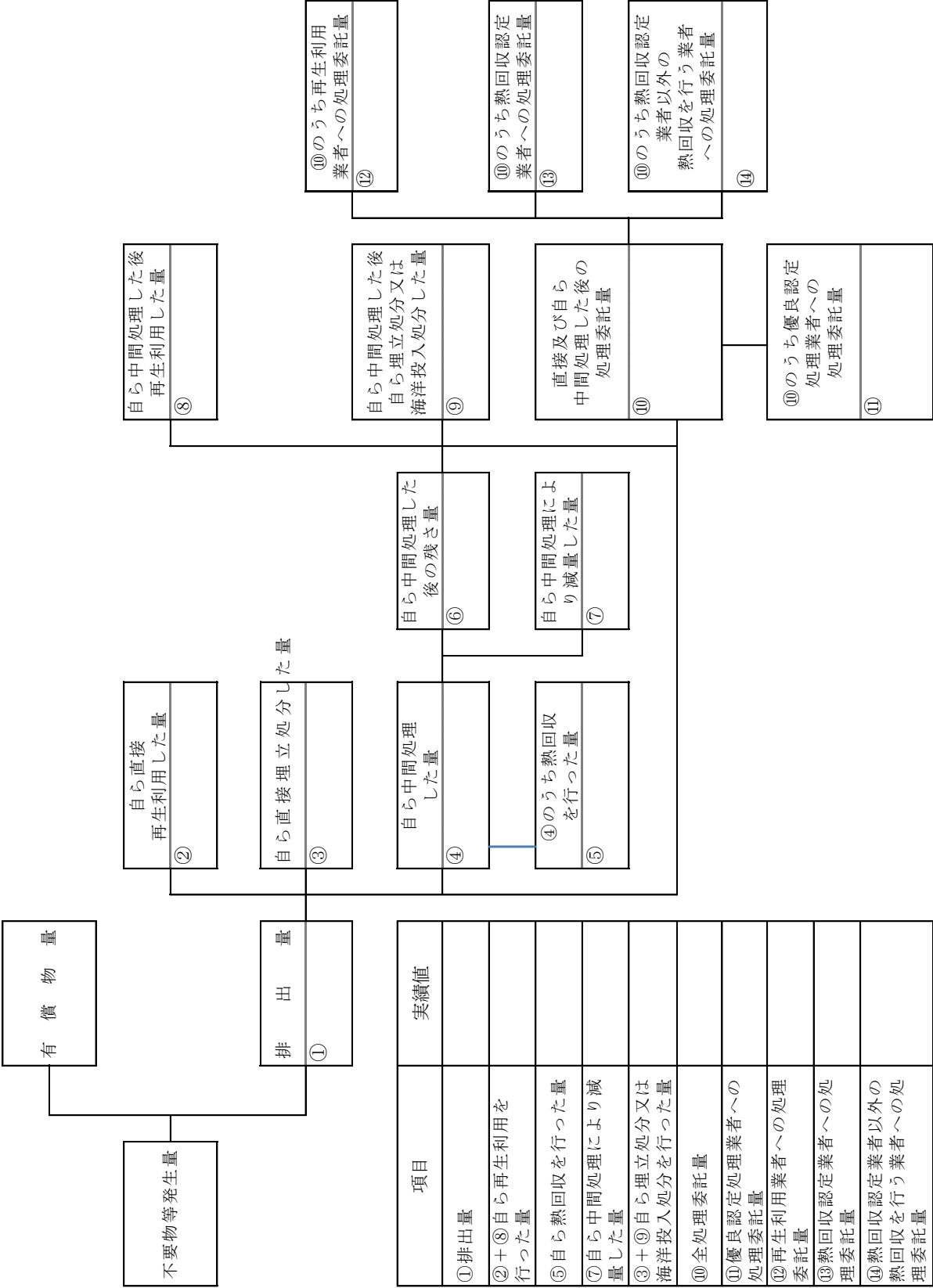
様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
			年 月 日
都道府県知事 (市長) 殿			
提出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間			
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況
(特別管理産業廃棄物の種類：)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

6. 罰則

処理計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者及び実施状況を報告せず、又は虚偽の報告をした者については、20万円以下の過料が課される（法第33条第2号及び第3号）。

7. 関連法令・通知等

7-1 関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（事業者の処理）

第12条

- 9 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 10 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 都道府県知事は、第9項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第12条の2

- 10 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 11 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 12 都道府県知事は、第10項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）

（産業廃棄物の多量排出事業者）

第 6 条の 3 法第 12 条第 9 項の政令で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上である事業場を設置している事業者とする。

（特別管理産業廃棄物の多量排出事業者）

第 6 条の 7 法第 12 条の 2 第 10 項の政令で定める事業者は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）

（多量排出事業者の産業廃棄物処理計画）

第 8 条の 4 の 5 法第 12 条第 9 項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第 2 号の 8 による計画書を当該年度の 6 月 30 日までに提出することとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画期間
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
- 十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

（実施の状況の報告）

第 8 条の 4 の 6 法第 12 条第 10 項の規定による報告は、様式第 2 号の 9 による報告書を翌年度の 6 月 30 日までに提出することにより行うものとする。

（計画及び実施の状況の公表）

第 8 条の 4 の 7 法第 12 条第 11 項の規定による公表は、同条第 9 項の計画の提出又は同条第 10 項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画)

第8条の17の2 法第12条の2第10項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第2号の13による計画書を当該年度の6月30日までに提出することとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画期間
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項
- 十 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(実施の状況の報告)

第8条の17の3 法第12条の2第11項の規定による報告は、様式第2号の14による報告書を翌年度の6月30日までに提出することにより行うものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第8条の17の4 法第12条の2第12項の規定による公表は、同条第10項の計画の提出又は同条第11項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）

（電磁的記録による作成）

第 4 条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

（電磁的記録による交付等）

第 6 条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であって主務省令で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成 17 年政令第 8 号）

（電磁的記録に記録されている事項の電磁的方法による交付等の承諾等）

第 2 条 民間事業者等は、法第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する事項の交付等を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該交付等の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た民間事業者等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による交付等を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、法第 6 条第 1 項に規定する事項の交付等を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年環境省令第 9 号）

（法第 4 条第 1 項の主務省令で定める作成）

第 5 条 法第 4 条第 1 項の主務省令で定める作成は、別表第 2 の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

（電磁的記録による作成）

第 6 条 民間事業者等が、法第 4 条第 1 項の規定に基づき、別表第 2 の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、当該民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（法第 6 条第 1 項の主務省令で定める交付等）

第 7 条 法第 6 条第 1 項の主務省令で定める交付等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 12 条第 9 項、第 12 条の 2 第 10 項、第 14 条第 13 項及び第 14 条の 4 第 13 項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 6 条の 12 第 2 号（第 6 条の 15 第 2 号において、その規定の例によることとされる場合を含む。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 8 条の 4 の 6 及び第 8 条の 17 の 3 の規定に基づく書面の交付等とする。

(電磁的記録による交付等)

第8条 民間事業者等が、法第6条第1項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第6条第1項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

別表第2 (第5条関係)

<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</u>	第7条第15項（第9条の8第5項（第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。）、第9条の9第5項（第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。）及び第9条の10第5項（第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合を含み、第12条第13項、第12条の2第14項、第14条第17項及び第14条の4第18項において準用する場合を含む。）、 <u>第12条第9項、第12条の2第10項及び第13条の8</u>
<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）</u>	<u>第8条の4の6及び第8条の17の3</u>

7-2 関係通知

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）
（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知（平成 23 年 2 月 4 日環廃対発第 110204004 号・環廃産発第 110204001 号））

第 18 不法投棄等に係る罰則の強化等

3 多量排出事業者の処理計画に関する罰則の創設

産業廃棄物を多量に排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）が作成することとされる産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「処理計画」という。）及びその実施状況の報告の提出を確実にし、排出事業者による減量等の自主的な取組を促進するため、処理計画を提出せず、若しくは虚偽の記載をしてこれを提出し、又はその実施の状況を報告をせず、若しくは虚偽の報告をした多量排出事業者は、20 万円以下の過料に処することとした（法第 33 条第 2 号及び第 3 号）。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）
（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知（平成 23 年 2 月 4 日環廃対発第 110204005 号・環廃産発第 110204002 号））

第 24 多量排出事業者処理計画の見直し

多量排出事業者が作成する産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「多量排出事業者処理計画」という。）については、これまで添付書類の様式のみが定められており、計画自体の様式は定められていなかったことから、様式を統一的に定めることとし、評価を行いやすくしたこと（規則様式第 2 号の 8 等）。

また、循環的利用を進める観点から、排出事業者の責任において再生利用等による減量を進めることが重要であるが、減量は委託により行うことも可能であることから、計画に記載すべき事項として、産業廃棄物の処理の委託に関する事項を追加したこと。さらに、当該委託に関する事項として、優良認定処理業者（令第 6 条の 11 第 2 号又は第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理の委託、処理業者への再生利用の委託、認定熱回収施設設置者（法第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理の委託及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理の委託について、規則様式においてそれぞれ記載させることとしたこと。

また、多量排出事業者処理計画及びその実施の状況については、これまで都道府県知事が一年間公衆の縦覧に供することにより公表されていたが、住民への情報提供や周知を徹底し、もって排出事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による減量化の取組を推進するため、都道府県知事による公表はインターネットの利用により行うこととし、多量排出事業者処理計画の提出及び実施の状況の報告については電子ファイルで行うことを可能とすることとしたこと（規則第8条の4の7等）。

なお、都道府県知事によるインターネットでの公表に係る改正規定は、平成23年10月1日から施行されること（改正規則附則第1条）。